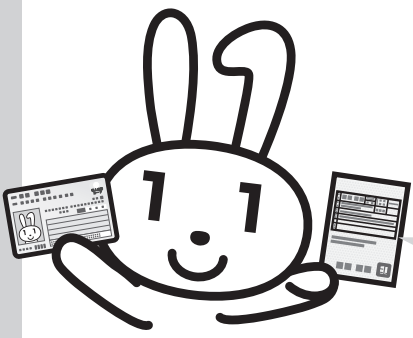




国民健康保険被保険者の皆さまへ 資格確認書、資格情報のお知らせを送付します

令和6年12月2日から紙の保険証は廃止され、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みへ移行しました。

令和7年7月31日が有効期限となっている被保険者証をお持ちで、マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」を

マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」を

7月中に
送付します

「資格情報のお知らせ」が届いた方で、ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、窓口で申請すれば資格確認書を交付します。



マイナ保険証をお持ちの方で、マイナ保険証を利用する予定がなく、利用登録の解除を希望する場合は、窓口で申請していただければ、その場で資格確認書を交付します。

問 長寿福祉課 福祉医療係 ☎ 72-3188(内線167)

65歳以上の方へ

市町村民税や世帯の状況などによって決定した 令和7年度介護保険料額決定通知書を 7月下旬に送付します

所得段階別の介護保険料は、広域連合のホームページ、またはパンフレット「みんなで支える介護保険(保存版)」をご覧ください。パンフレットは長寿福祉課窓口でお渡ししております。

皆様から納付された保険料で運営される介護保険制度について、ご理解とご協力をお願いします。

※特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。
※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

ATM(自動預払機)による 詐欺事件発生中!

ニセ電話詐欺に注意しましょう。還付金は書面により通知しており、電話でお知らせすることはありません。

還付金を含め、保険料に関して電話などで直接ATM操作をお願いすることはありません。

問 長寿福祉課 福祉医療係 ☎ 72-3188(内線168)
福岡県介護保険広域連合(総務課収納管理係) ☎ 092-981-9071

福岡県介護保険
広域連合HP



介護保険料の納付方法

介護保険料の納付書は、取扱いコンビニやスマートフォン決済アプリ、クレジットカードなどで納めることができますので、ご活用ください。

※詳しくは、7月下旬に送付する決定通知書または広域連合のホームページをご覧ください。



低所得者介護保険料軽減事業

低所得者への介護保険料軽減措置を継続します。

- 公費による低所得者層(第1～第3段階)への軽減措置を、昨年度までに引き続き、今年度も継続します。
- 広域連合では、国の示す上限と同じ軽減率を採用しています。

※詳しくは、7月下旬に送付する決定通知書をご覧ください。

広島・長崎爆心地中間点上毛町 ～未来へつなぐ平和の架け橋事業～ 「原爆ポスター展」開催

7月7日(月)から7月25日(金)までの期間、げんきの杜、大平支所及び上毛町役場にて「原爆ポスター展」を開催します。

これは、広島・長崎両市の爆心地の中間点である上毛町から核兵器の廃絶、世界恒久平和を発信することを目的として開催するものです。

広島市立基町高等学校の生徒と被爆体験証言者が共同制作した「原爆の絵」に、描いた場面や作者のコメントなどの説明が書き加えられている資料を展示します。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

開催会場および開催日

- ＊げんきの杜 7月7日(月)～11日(金)
- ＊大平支所 7月14日(月)～18日(金)
- ＊上毛町役場 7月22日(火)～25日(金)

問 企画開発課 開発交流係 ☎ 72-3112(内線128)



7月は「社会を明るくする運動」強化月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次代を担う青少年を非行から守り、非行に陥った青少年の立ち直りを助けるため、地域に理解と協力の輪を広げましょう。

豊築地区では右記の日程で「第75回社会を明るくする運動推進大会」を開催します。

問 豊築保護区保護司会 ☎ 64-6622

- 日時 7月13日(日)9:30～
- 会場 築上町文化会館「コマーレ」
- 内容 ・作文発表
・講演:「なぜ、現在薬物乱用が危険なのか?」
講師:豊前築上薬剤師会 会長 吉水 仁 氏

- 主催 法務省
- 共催 豊築保護区保護司会



7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

福岡県では、同和問題の早期解決を目指して、昭和56年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、各種の啓発行事を実施し、差別をなくす取組を展開しています。

同和問題は、同和地区に生まれたという理由だけで日常生活のいろいろなところで差別を受けるといふ重大な社会問題です。「健康で幸せな人生を送りたい」と、人として誰もが持つこうした願いは、侵すことのできない権利「基本的人権」として全ての人に保障されています。

この基本的人権をお互いに尊重し、みんなの力でだれもが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていきましょう。

問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線142)
福岡県人権啓発情報センター ☎ 092-584-1271

期間中の主な行事

●福岡県同和問題講演会

- 日時 7月19日(土)13:30～15:00
- 会場 クローバープラザ アリーナ棟2階 大ホール(春日市原町3丁目1-7)
- 講演 「差別の現実深く学ぶ ～世代と地域を超えて～」
- 講師 西日本新聞社 論説委員 前田 隆夫氏

